

情報公開審査会の答申概要（答申第42号）

1 対象公文書 水渕町内道路工事に関する要望等の記録

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) H17. 3.15 公開請求 | (4) H17.12.22 諸問 |
| (2) H17. 3.28 一部公開決定 | (5) H18.11.28 答申 |
| (3) H17. 5.23 異議申立て | |

4 諸間に係る審査会の判断結果

本件異議申立ての対象となった公文書について、本件公文書を特定し、一部公開とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項（一部公開）	<p>実施機関は、地元説明会自体は開催していないが、別に水渕町内の道路工事に関する公開請求があった際特定した公文書が本件公開請求の趣旨に関連すると認め、これを公開したと述べている。</p> <p>その公開請求と、本件公開請求の「地元説明報告書」とは請求の内容は必ずしも十全に一致しないとも考えられるが、本件公文書には水渕町における道路建設に係る地元住民からの要望とその対応が記載されているので、本件公開請求の趣旨から逸脱しているとまではいえないものと認められる。</p> <p>したがって、実施機関が本件公文書を特定し、一部公開決定を行ったことは、特段不合理ではないと考えられる。</p>

5 審議経過 審査回数 7回

(別 紙)
答申第42号

答 申 書

平成18年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、「水渕町内道路工事に関する要望等の記録」を特定し、一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年3月15日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ H14年度～16年度までの地元説明報告書（水渕町）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、「水渕町内道路工事に関する要望等の記録」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、公文書の一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成17年3月28日に異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

記録に記載された氏名

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

個人情報に該当するため

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年5月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諒問

実施機関は、平成17年12月22日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諒問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おお

むね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、平成14年度から平成16年度までに水渕町に対して行われた説明会の内部報告書を公開請求したにもかかわらず、公開されたのは「水渕町内道路工事に関する要望等の記録」となっており、請求の趣旨に適合していない。
- (2) 実施機関は平成14年度以降は地元説明会を開催していないと主張しているが、以前公開を受けた境界確認書等の資料を分析すると、開催したのではないかと疑われる。なお、異議申立人は、実施機関が本件処分において非公開とした部分について、特に公開を求めていない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 一般的な道路工事に関する地元説明会は、下記のような場合に開催することとしており、開催に当たっては、町長等代表者を通じて周知している。
地元説明会を開催したときは、下記エ以外の場合、報告書を作成することとしている。
ア 道路のルートを記載した概略図を示し、工事の目的を説明して、現地立ち入り測量の了解を得る。
イ 用地買収の範囲確定後に丈量図作成のため、地権者の境界確認の立会いを依頼する。
ウ 地目別の買収単価等を説明する。
エ 工事の着手前に、工事期間等を説明する。
- (2) 異議申立人は、平成14年度から平成16年度までの水渕町に対する地元説明会について公開請求したが、同時期には、工事施工中に必要となった追加買収を除き用地買収は終了しており、また、主な工事についても着手済みであったので、地元説明会は行っていない。
- (3) しかしながら、平成16年度に別の公開請求者から水渕町内道路工事に関する公文書公開請求がなされ、この時公開した文書を対象公文書として特定し、公開した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

本件公開請求に係る公文書は、水渕町地内における道路工事に関する地元説明会を開催したときに作成し、実施機関内部で供覧する報告書である。

3 本件公開請求に対する公文書の特定の当否について

実施機関は、本件公開請求に対して、地元説明会自体は開催していないが、別に水渕町内の道路工事に関する公開請求があり、その際特定した公文書が本件公開請求の趣旨に関連すると認め、これを公開したと述べている。

当審査会においてその公開請求書を見分したところ、「請求に係る公文書の内容」欄に、「水渕地内道路工事に関し提出された要望書（陳情書）や話し合い状況等のすべての記録及びその対処更には内部の稟議書など」と記載されており、本件公開請求の「地元説明報告書」とは請求の内容は必ずしも十全に一致しないとも考えられるが、本件公文書には水渕町における付替市道建設に係る地元住民からの要望とその対応が記載されているので、本件公開請求の趣旨から逸脱しているとまではいえないものと認められる。

したがって、実施機関が本件公文書を本件公開請求に対応する公文書として特定し、本件処分を行ったことは、特段不合理ではないと考えられる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その根拠は明確にしていないが、本件公文書以外に地元説明会に関する報告書の存在が疑わると主張している。

一方、実施機関は、意見陳述において、用地買収を終え工事着手した後は地元説明会を行わないことが一般的であると説明している。

そこで、当審査会では、事務局職員に辰巳ダム建設事務所において当該工事に係る土地取得状況を確認させたところ、用地買収は工事の過程で必要となった追加買収部分を除き平成12年度中に終了していることが認められ、また、工事に着手していることは明らかであるので、当該期間において地元説明会を行っていないとする実施機関の主張に不自然な点はないと考えられる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
17. 12. 22	○ 諸問を受けた。(諸問案件第66号)
18. 1. 25	○ 実施機関(辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
18. 2. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
18. 3. 10 (第135回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 5. 12 (第137回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 7. 27 (第139回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
18. 8. 23 (第140回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
18. 9. 28 (第142回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 11. 1 (第143回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 11. 20 (第144回審査会)	○ 事案の審議を行った。